

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事が完了した住宅について、固定資産税が減額になる場合があります。要件、手続き等については以下をご覧ください。なお、他の減額制度と同時に適用することはできません。ただし、省エネ改修工事による減額制度のみ同時適用が可能です。

- ◎減 額 内 容
- ①工事が行われた住宅の固定資産税額の3分の1を減額
 - ②改修工事完了後の翌年度（1年間）のみ
 - ③対象床面積の100㎡まで
- ◎減 額 要 件
- ①次のいずれかに該当する方が居住している（賃貸住宅を除く）
 - ・65歳以上の方
 - ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・障害者の方
 - ②新築された日から10年以上経過した住宅
 - ③当該家屋の改修後の床面積が50㎡以上、280㎡以下
 - ④補助金を除く自己負担が50万円を超える工事
 - ⑤下記のいずれかに該当する工事
 - ・廊下の拡幅
 - ・手すりの取付け
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・床の段差の改修
 - ・浴室の改良
 - ・引き戸への取替え
 - ・トイレの改良
 - ・床面のすべり止め化
- ◎手 続 き 等
- 改修工事完了後3ヶ月以内に下記の書類をご提出ください。
- ①高齢者等居住改修住宅固定資産税減額申告書
 - ②領収書及び明細書（具体的に工事箇所と金額がわかるもの）
 - ③工事箇所の写真
 - ④65歳以上の方は住民票の写し
 - ⑤要介護認定又は要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証の写し
 - ⑥障害者の方は障害者手帳の写し
 - ⑦補助金等を受けている場合はその額が確認できる書類

問合せ先

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

小川町役場 税務課資産税担当

TEL 0493-72-1221（内線128～130）